

別記様式第2号（第7の6のウ関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

必ず発注日以前の日付で記載したものを受理してください。

事業実施者（みなさまの会社）、  
代表者名を記載してください。

令和5年8月1日

有限会社〇△□ 代表取締役社長 ●●●●殿

契約を行う施工会社、設備メーカー等の署名をもらってください。

「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載ください。  
どちらも該当する場合は、両方記載してください。

所在地 東京都〇〇区△△2丁目1番13号  
商号又は名称 株式会社□□商事  
代表者氏名 能率 太郎

当社は、貴殿発注の「工事請負」、「物品・役務」契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から「工事請負」、「物品・役務」契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。  
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。  
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

【重要】

この様式は、発注を予定している施工会社やシステム会社、設備メーカーが、農林水産省の関係機関から、取引停止措置を受けていないことを証明する書類です。

取引停止措置を受けている業者に発注をすると、補助金の対象とならないため、発注前の段階で、この書類を各発注先から提出してもらってください。

申立書は事業の完了報告の際に、事務局へコピーを提出してください。

※ただし、インターネットでの物品購入など申立書を受領出来ない場合は、その旨を記載した資料（様式自由）を事業者にて作成、提出ください。